

〔 平 18 . 5 . 12
総 4 4 — 2
基礎小 53 — 2 〕

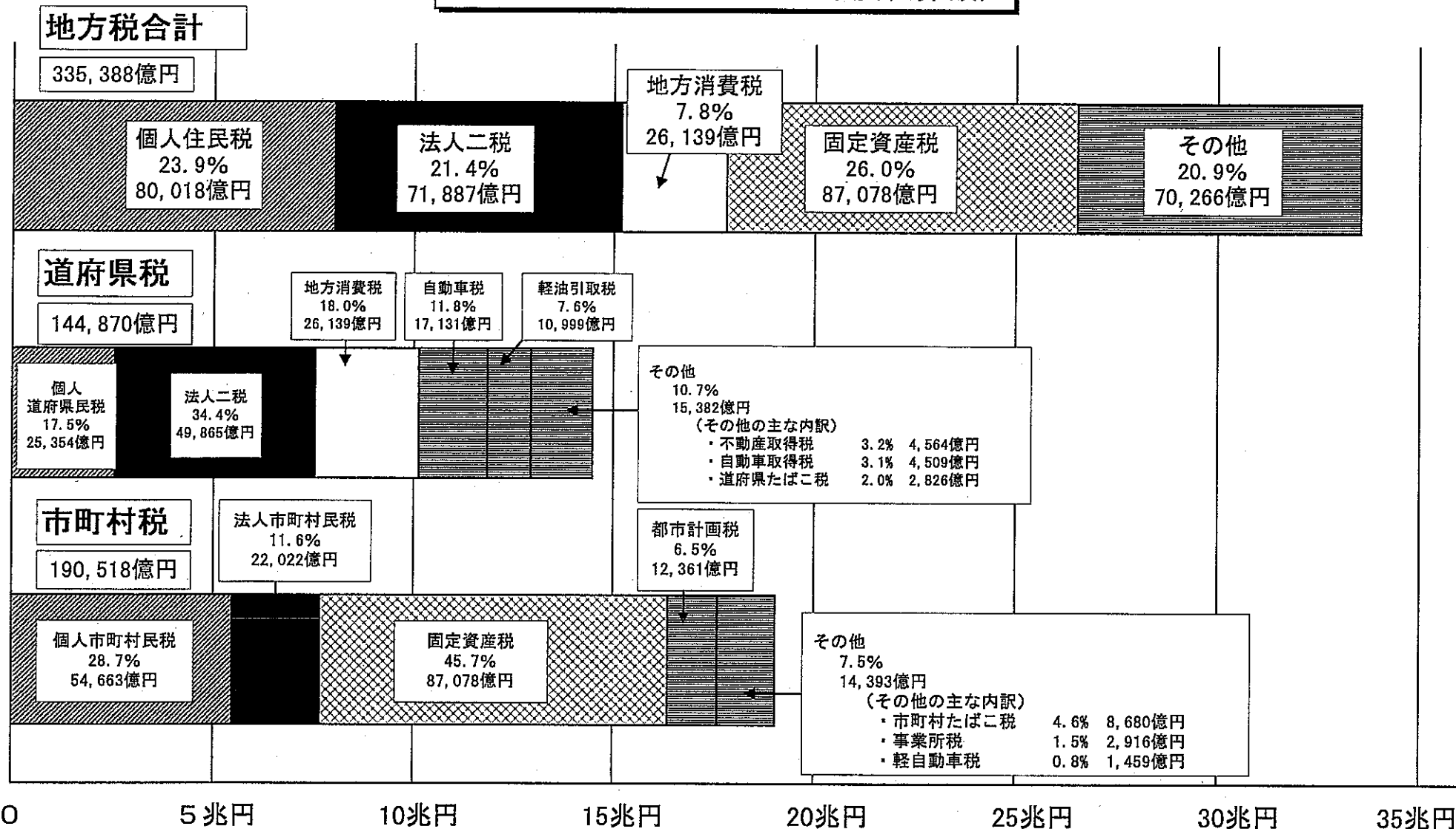
資 料

（個人所得課税（地方税））

目 次

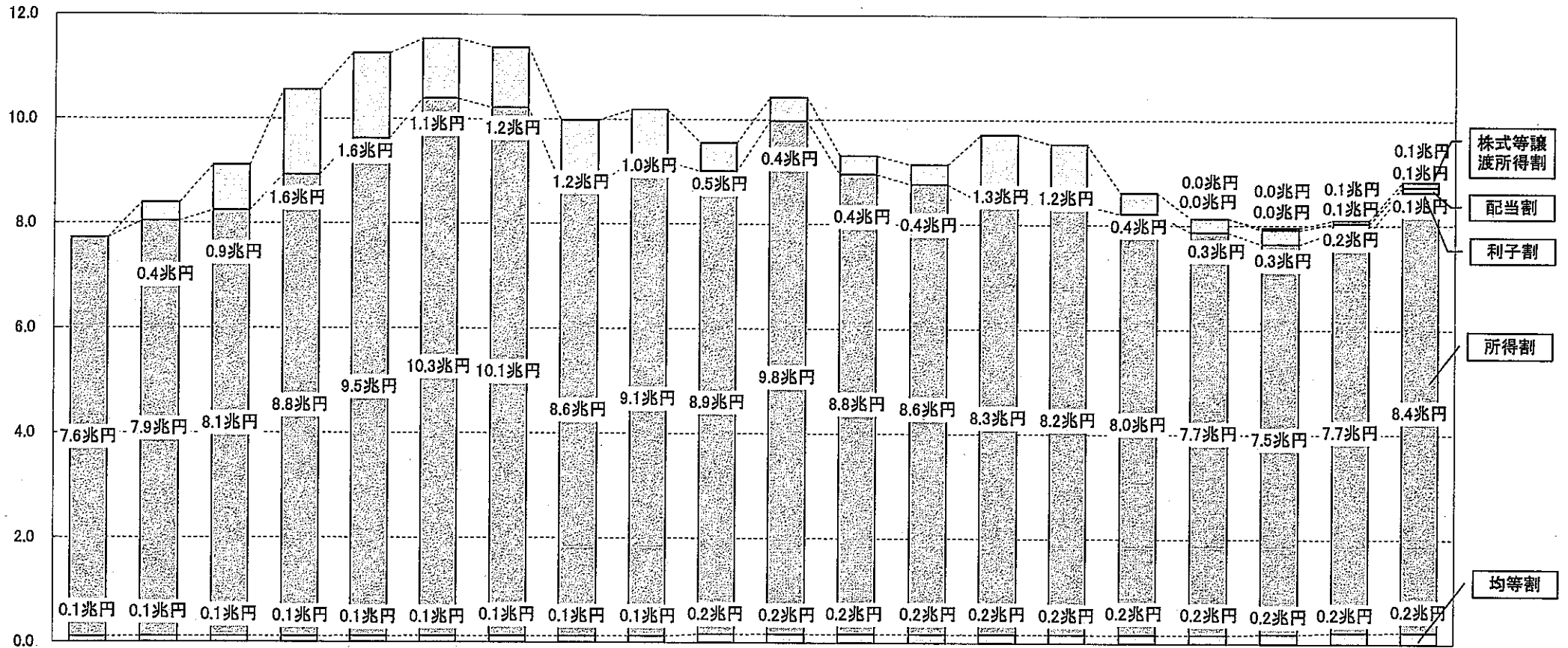
・ 地方税の税収内訳（平成16年度決算額）	1
・ 個人住民税収の内訳の推移	2
・ 個人住民税の概要	3
・ 住民税（金融関係）の概要	4
・ 個人住民税に関する最近の主な改正事項	5
・ 税源移譲後の所得税・個人住民税の税率	6
・ 税源移譲に伴う個人住民税の税率構造の改正	7
・ 税源移譲による所得税・個人住民税の負担増減額	8
・ 個人住民税の所得捕捉等の現状	10
・ 個人住民税の課税事務（横浜市の例（H16））	11
・ 個人住民税における所得捕捉等のための調査の例	12
・ 所得捕捉や徴収に資する個人住民税制の見直し	13
・ 公的年金受給者に係る税・社会保険料の徴収方法の比較	14
・ 給与所得者の個人住民税所得割額計算のフローチャート	15
・ 人的控除の概要	16
・ 基礎的な人的控除について（個人住民税）	17
・ その他の所得控除制度の概要（個人住民税）	18
・ 個人住民税における税額控除	19
・ 税制における子育て支援のあり方（個人住民税）	20
・ 退職所得の課税方式（個人住民税）	21
・ 年金受給者世帯と給与所得者世帯との個人住民税の課税最低限の状況	22
・ 公的年金等受給者（65歳以上）が給与収入を得ている場合の課税最低限（イメージ）	23
・ モデル年金額と個人住民税の課税最低限	24
・ 利子割、配当割及び株式等譲渡所得割の概要	25
・ 個人住民税均等割の標準税率の改正と税収額の推移	26
・ 均等割の平均税率等の推移	27
・ 現年所得課税に係る提言	28
・ 現年所得課税方式について	29

地方税の税収内訳（平成16年度決算額）



- (注) 1 各税目の%は、地方税・道府県税・市町村税それぞれの合計を100%とした場合の構成比である。
 2 超過課税分及び法定外税を含む。
 3 個人住民税は、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割を含む。
 4 固定資産税は、土地、家屋、償却資産の合計である。
 5 法人二税は、道府県民税（法人均等割、法人税割）、法人事業税の合計である。
 6 19年度に所得税から個人道府県民税へ約2.2兆円、個人市町村民税へ約0.8兆円の税源移譲がなされる。

個人住民税収の内訳の推移



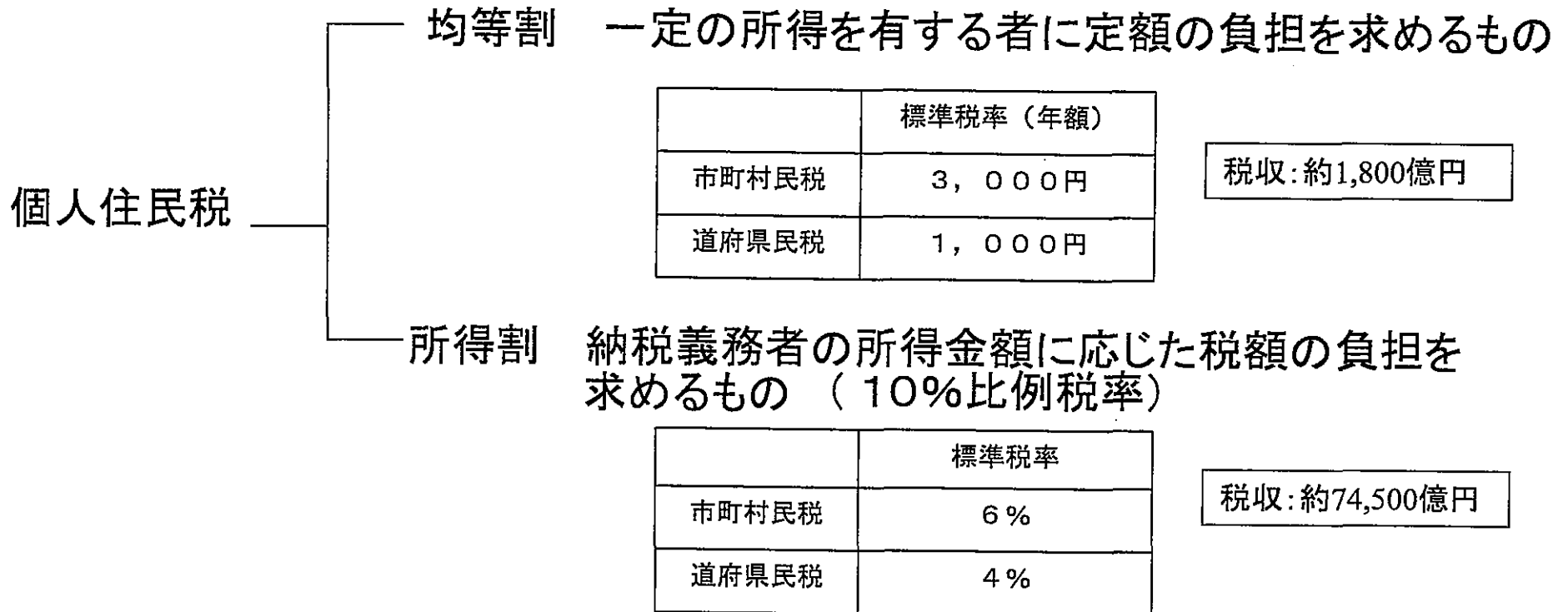
(単位: 兆円)

年度	62 (1987)	63 (1988)	元 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
全体	7.7	8.4	9.1	10.6	11.3	11.5	11.4	10.0	10.2	9.6	10.4	9.3	9.1	9.7	9.5	8.6	8.1	8.0	8.1	8.9
・所得割の税率構造の改正(63年度～)																				
・人的控除の引上げ(63年度～)																				
・配偶者特別控除の創設(63年度～)																				
・利子割の創設(63年度～)																				
・所得割の税率構造の改正(元年度～)																				
・人的控除の引上げ(2年度～)																				
・所得割の税率構造の改正(7年度～)																				
・人的控除の引上げ(7年度～)																				
・給与所得控除の引上げ(7年度～)																				
・特別減税																				
・均等割の引上げ																				
・特別減税																				
・最高税率の引下げ																				
・定率減税																				
・扶養控除額の加算(12年度～)																				
・配偶者特別控除の見直し(上乗せ部分)の廃止(17年度～)																				
・年金課税の見直し(18年度～)																				
・定率減税の縮減(18年度～)																				
・税率移譲に伴う比例税率化(19年度～)																				
・定率減税の廃止(19年度～)																				
・均等割の創設																				

(注)平成16年度までは決算額、17年度は収入見込額、18年度は地方財政計画による。

個人住民税の概要

- 個人住民税は、広く住民が地域社会の費用を分担するもの。
- 個人住民税には、市町村民税と道府県民税がある。
- 納税義務者は、市区町村(都道府県)に住所を有する個人である。



- (注) 1. 18年度分までは、所得割について3段階の累進税率(5%、10%、13%)を適用。
2. このほか、個人に課される住民税として、道府県民税利子割、配当割及び株式等譲渡所得割がある。
3. 道府県民税の徴収も市町村民税と併せて市区町村が行っている。
4. 税込は、平成16年度決算ベース。

住民税（金融関係）の概要

- 利子割、配当割、株式等譲渡所得割は、道府県民税となっている。
- 市区町村へは、都道府県が収入した金額の一定割合が交付される。

○利子割 利子等に対する課税
税率 5%

税収:約2,700億円

○配当割 一定の上場株式等の配当等に対する課税
税率 5% (平成16年1月1日～平成20年3月31日の間は3%)

税収:約400億円

○株式等譲渡所得割 一定の特定口座における上場株式等の譲渡に係る所得に対する課税
税率 5% (平成16年1月1日～平成19年12月31日の間は3%)

税収:約500億円

(注) 税収は、平成16年度決算ベース。

個人住民税に関する最近の主な改正事項

- | | |
|----------|---|
| 平成11年度改正 | <ul style="list-style-type: none">・ 恒久的減税：市町村民税所得割の最高税率引下げ（12%→10%）
定率減税の創設（税額の15%の定率控除・上限4万円）
特定扶養親族に係る扶養控除額の加算（平成12年度～） |
| 平成15年度改正 | <ul style="list-style-type: none">・ 配偶者特別控除（上乗せ部分）の廃止（平成17年度～）・ 道府県民税配当割及び株式等譲渡所得割の創設（平成16年1月～） |
| 平成16年度改正 | <ul style="list-style-type: none">・ 年金課税の見直し（老年者控除の廃止・公的年金等控除の見直し）（平成18年度～）・ 個人住民税均等割の人口段階別の税率区分の廃止・ 個人住民税均等割の生計同一の妻に対する非課税措置の廃止（平成17年度から段階的に廃止） |
| 平成17年度改正 | <ul style="list-style-type: none">・ 定率減税の縮減（税額の7.5%の定率控除 上限2万円）（平成18年度～）・ 65歳以上の者で一定の所得金額以下のものに対する非課税措置の廃止（平成18年度から段階的に廃止）・ 給与支払報告書の提出範囲の拡大（平成18年1月1日以後に退職した者について適用）・ 都道府県が特例として行う個人住民税の徴収・滞納処分の要件緩和 |
| 平成18年度改正 | <ul style="list-style-type: none">・ 所得税から個人住民税への3兆円規模の税源移譲・10%比例税率化（平成19年度～）・ 定率減税の廃止（平成19年度～）・ 地震保険料控除の創設（損害保険料控除の改組）（平成20年度～） |

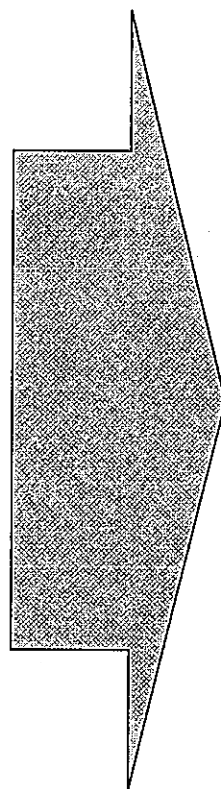
税源移譲後の所得税・個人住民税の税率

[改正前]

所得税			
課税所得			税率
	～ 330万円		10%
330万円	～ 900万円		20%
900万円	～ 1,800万円		30%
1,800万円	～		37%

[改正後]

所得税			
課税所得			税率
	～ 195万円		5%
195万円	～ 330万円		10%
330万円	～ 695万円		20%
695万円	～ 900万円		23%
900万円	～ 1,800万円		33%
1,800万円	～		40%



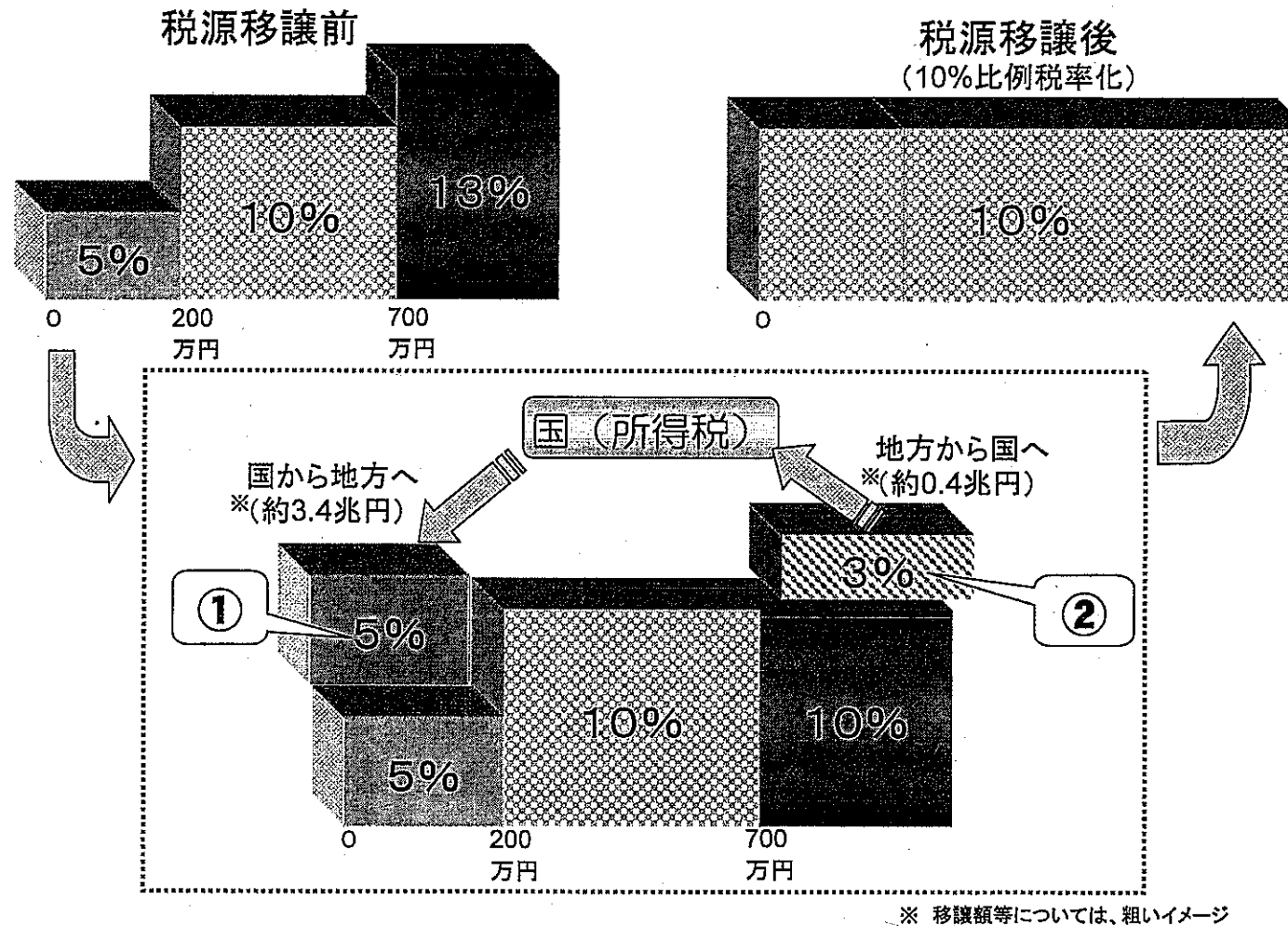
個人住民税			
課税所得			標準税率
	～ 200万円		5%
200万円	～ 700万円		10%
700万円	～		13%
(道府県民税)			
	～ 700万円		2%
700万円	～		3%
(市町村民税)			
	～ 200万円		3%
200万円	～ 700万円		8%
700万円	～		10%

個人住民税			
課税所得			標準税率
一律			10%
(道府県民税)			
一律			4%
(市町村民税)			
一律			6%

(注)上記の改正は、平成19年分所得税及び平成19年度分個人住民税から適用する。

税源移譲に伴う個人住民税の税率構造の改正

- 税源移譲により税率を一律10%に改正。



②によって地方税が減る影響は、高額所得者が多い団体に大きく作用し、①によって地方税が増える影響は、全ての納税者に発生するため、全ての団体に作用することから、10%比例税率化には偏在是正効果がある。
 また、所得にかかわらず、等しく10%の税を納めることで、地方税の応益原則が強化される。

税源移譲による所得税・個人住民税の負担増減額(独身)

給与収入	所 得 税			個 人 住 民 税			所 得 税 + 個 人 住 民 税		
	税源移譲前	税源移譲後	負担増減額	税源移譲前	税源移譲後	負担増減額	税源移譲前	税源移譲後	負担増減額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2,000,000	64,000	32,000	△ 32,000	34,500	66,500	32,000	98,500	98,500	0
3,000,000	124,000	62,000	△ 62,000	64,500	126,500	62,000	188,500	188,500	0
4,000,000	188,000	94,000	△ 94,000	96,500	190,500	94,000	284,500	284,500	0
5,000,000	258,000	160,500	△ 97,500	163,000	260,500	97,500	421,000	421,000	0
6,000,000	328,000	230,500	△ 97,500	233,000	330,500	97,500	561,000	561,000	0
7,000,000	474,000	376,500	△ 97,500	307,000	404,500	97,500	781,000	781,000	0
8,000,000	634,000	536,500	△ 97,500	387,000	484,500	97,500	1,021,000	1,021,000	0
9,000,000	794,000	696,500	△ 97,500	467,000	564,500	97,500	1,261,000	1,261,000	0
10,000,000	966,000	868,500	△ 97,500	553,000	650,500	97,500	1,519,000	1,519,000	0
11,000,000	1,148,000	1,063,700	△ 84,300	657,200	741,500	84,300	1,805,200	1,805,200	0
12,000,000	1,330,000	1,273,000	△ 57,000	775,500	832,500	57,000	2,105,500	2,105,500	0
13,000,000	1,533,000	1,503,300	△ 29,700	893,800	923,500	29,700	2,426,800	2,426,800	0
14,000,000	1,806,000	1,803,600	△ 2,400	1,012,100	1,014,500	2,400	2,818,100	2,818,100	0
15,000,000	2,079,000	2,103,900	24,900	1,130,400	1,105,500	△ 24,900	3,209,400	3,209,400	0
16,000,000	2,364,000	2,417,400	53,400	1,253,900	1,200,500	△ 53,400	3,617,900	3,617,900	0
17,000,000	2,649,000	2,730,900	81,900	1,377,400	1,295,500	△ 81,900	4,026,400	4,026,400	0
18,000,000	2,934,000	3,044,400	110,400	1,500,900	1,390,500	△ 110,400	4,434,900	4,434,900	0
19,000,000	3,219,000	3,357,900	138,900	1,624,400	1,485,500	△ 138,900	4,843,400	4,843,400	0
20,000,000	3,504,000	3,671,400	167,400	1,747,900	1,580,500	△ 167,400	5,251,900	5,251,900	0
25,000,000	5,106,100	5,416,000	309,900	2,365,400	2,055,500	△ 309,900	7,471,500	7,471,500	0
30,000,000	6,863,600	7,316,000	452,400	2,982,900	2,530,500	△ 452,400	9,846,500	9,846,500	0
40,000,000	10,378,600	11,116,000	737,400	4,217,900	3,480,500	△ 737,400	14,596,500	14,596,500	0
50,000,000	13,893,600	14,916,000	1,022,400	5,452,900	4,430,500	△ 1,022,400	19,346,500	19,346,500	0

(注) 一定の社会保険料が控除されるものとして計算している。

税源移譲による所得税・個人住民税の負担増減額(夫婦子2人)

給与収入	所 得 税			個 人 住 民 税			所 得 税 + 個 人 住 民 税		
	税源移譲前	税源移譲後	負担増減額	税源移譲前	税源移譲後	負担増減額	税源移譲前	税源移譲後	負担増減額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3,000,000	0	0	0	9,000	9,000	0	9,000	9,000	0
4,000,000	49,000	24,500	△ 24,500	41,000	65,500	24,500	90,000	90,000	0
5,000,000	119,000	59,500	△ 59,500	76,000	135,500	59,500	195,000	195,000	0
6,000,000	189,000	94,500	△ 94,500	122,000	216,500	94,500	311,000	311,000	0
7,000,000	263,000	165,500	△ 97,500	196,000	293,500	97,500	459,000	459,000	0
8,000,000	356,000	258,500	△ 97,500	276,000	373,500	97,500	632,000	632,000	0
9,000,000	516,000	418,500	△ 97,500	356,000	453,500	97,500	872,000	872,000	0
10,000,000	688,000	590,500	△ 97,500	442,000	539,500	97,500	1,130,000	1,130,000	0
11,000,000	870,000	772,500	△ 97,500	533,000	630,500	97,500	1,403,000	1,403,000	0
12,000,000	1,052,000	954,500	△ 97,500	631,200	721,500	90,300	1,683,200	1,676,000	△ 7,200
13,000,000	1,234,000	1,162,600	△ 71,400	749,500	812,500	63,000	1,983,500	1,975,100	△ 8,400
14,000,000	1,416,000	1,371,900	△ 44,100	867,800	903,500	35,700	2,283,800	2,275,400	△ 8,400
15,000,000	1,662,000	1,645,200	△ 16,800	986,100	994,500	8,400	2,648,100	2,639,700	△ 8,400
16,000,000	1,947,000	1,958,700	11,700	1,109,600	1,089,500	△ 20,100	3,056,600	3,048,200	△ 8,400
17,000,000	2,232,000	2,272,200	40,200	1,233,100	1,184,500	△ 48,600	3,465,100	3,456,700	△ 8,400
18,000,000	2,517,000	2,585,700	68,700	1,356,600	1,279,500	△ 77,100	3,873,600	3,865,200	△ 8,400
19,000,000	2,802,000	2,899,200	97,200	1,480,100	1,374,500	△ 105,600	4,282,100	4,273,700	△ 8,400
20,000,000	3,087,000	3,212,700	125,700	1,603,600	1,469,500	△ 134,100	4,690,600	4,682,200	△ 8,400
25,000,000	4,591,800	4,860,000	268,200	2,221,100	1,944,500	△ 276,600	6,812,900	6,804,500	△ 8,400
30,000,000	6,349,300	6,760,000	410,700	2,838,600	2,419,500	△ 419,100	9,187,900	9,179,500	△ 8,400
40,000,000	9,864,300	10,560,000	695,700	4,073,600	3,369,500	△ 704,100	13,937,900	13,929,500	△ 8,400
50,000,000	13,379,300	14,360,000	980,700	5,308,600	4,319,500	△ 989,100	18,687,900	18,679,500	△ 8,400

(注) 1. 子のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしている。

2. 一定の社会保険料が控除されるものとして計算している。

個人住民税の所得捕捉等の現状

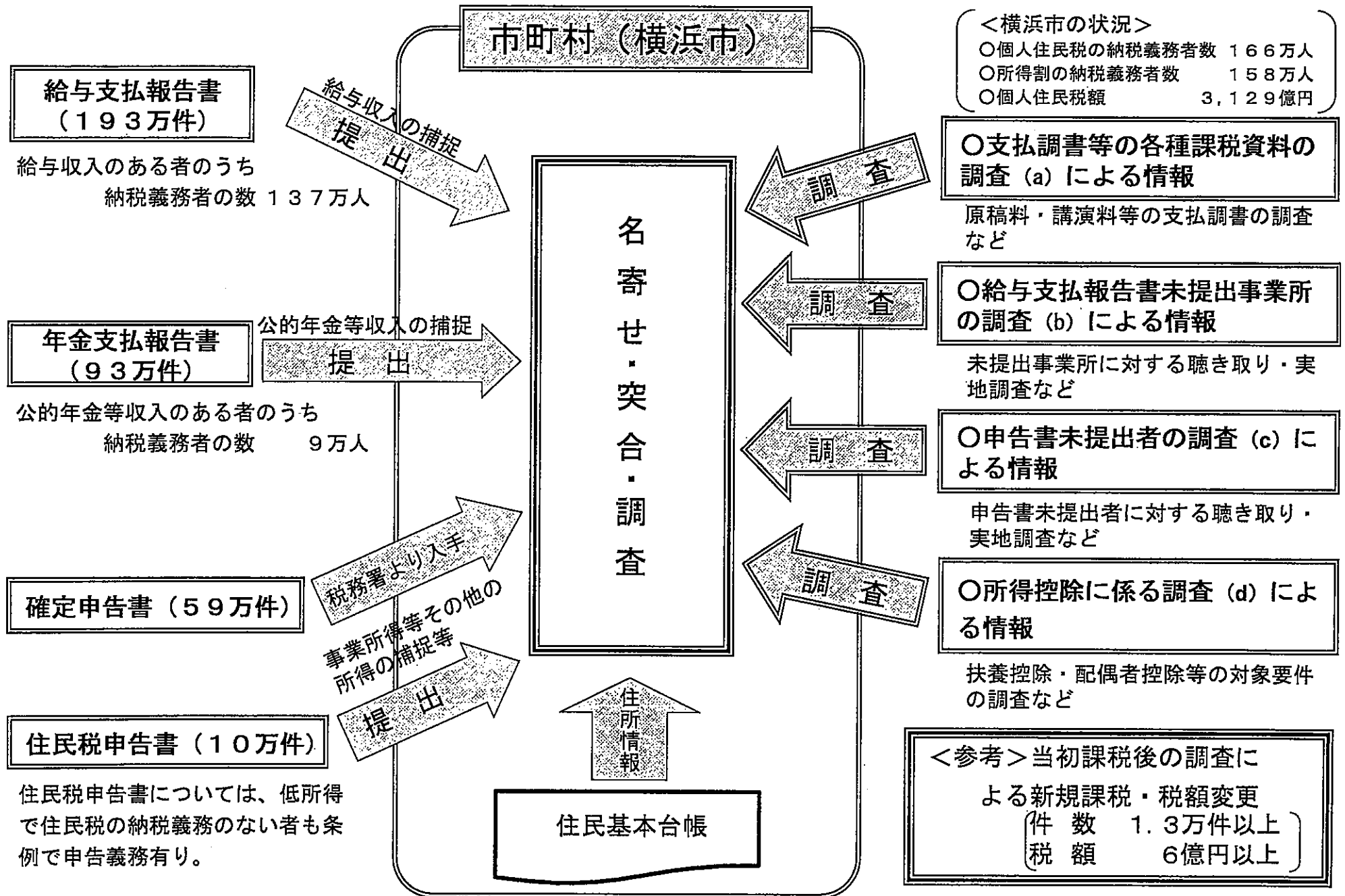
		現 状
課 税 方 法		賦課課税方式（市町村自らが税額計算を行い賦課額を決定。その税額を通知して徴収） (注1)
所得捕捉の考え方等		納税義務者5,509万人全員について、所得情報等を名寄せ・突合。独自に必要な調査を行い所得等を捕捉。 ※納税義務者毎に氏名・生年月日により名寄せ
所得情報等の収集範囲	給与収入	・ 1 / 1 現在の全給与所得者の情報<給与支払報告書> ・ 途中退職者（給与収入30万円超の者）の情報 <給与支払報告書>（H17改正により追加） (注2)
	公的年金等収入	全年金受給者の情報<公的年金等支払報告書> (注2)
	申告書情報	確定申告書・住民税申告書による情報
	その他	原稿料・講演料等の情報など（税務署が保存している支払調書などの資料を調査）
税務署との情報交換		市町村と税務署の間で、新たに捕捉した所得情報等については相互に情報交換 (注3)
所得情報の他の行政への活用		・ 国民健康保険料（所得割額）の算定 ・ 社会保険料未納者対策のための所得情報の提供 など

（注1）所得税は、申告納税方式（納税義務者が自ら申告）。また、給与収入・公的年金等収入などについては源泉徴収。

（注2）所得税の源泉徴収票の提出義務は、①年末調整済みの給与については、原則支払金額が500万円超の場合、②公的年金等収入については、支払金額が60万円超（確定給付企業年金等の場合は30万円超）の場合。

（注3）国税局・税務署では、実地調査・犯則調査等によっても事業所得者等の所得捕捉に努めており、把握された所得情報は市町村へ提供。

個人住民税の課税事務（横浜市の場合（H16））



個人住民税における所得捕捉等のための調査の例

1 支払調書等の各種課税資料の調査 (a)

- (1) 原稿料、講演料等の支払調書の調査
- (2) 生保外交員・ホステス等の報酬の支払調書の調査
- (3) 生命保険、個人年金、配当（非上場）の支払調書の調査

※ 上記の他、他の納税義務者の確定申告書（又は住民税申告書）の調査なども行っている。

この調査により、例えば他の納税義務者の経費に不動産の賃貸料が計上されている場合、その賃貸料の支払い先である者がその賃貸料を所得として得ていることが把握できる。

2 給与支払報告書の未提出事業所の調査 (b)

- (1) 前年度において給与支払報告書を提出していた事業所の中から未提出事業所を調査
- (2) 法人設立申告書（法人住民税を課税するために提出を義務づけている資料）を提出している事業所の中から未提出事業所を調査

3 申告書未提出者の調査 (c)

年齢、前年の課税状況等を考慮し、申告義務がある可能性があると考えられる未提出者を調査

4 所得控除に係る調査 (d)

- (1) 扶養控除・配偶者控除等の対象となる要件（前年の合計所得金額が 38 万円以下）に係る調査

①市町村内に住所を有する扶養親族について、当該扶養親族に係る所得情報により所得を確認

②市町村内に住所を有しない扶養親族について、当該扶養親族住所地の市町村への照会により所得を確認

- (2) 扶養控除等の加算措置の対象となる要件（納税者との同居）に係る調査

「同居」の場合に扶養控除の加算対象となる老人扶養親族等の住所地を住民基本台帳の情報により確認

※ 例えば横浜市の場合、4(1)①、4(2)は通常当初課税（5～6月）の前に、それ以外は、当初課税の後に調査がなされる。

所得捕捉や徴収に資する個人住民税制の見直し

(1) 給与支払報告書の提出範囲の拡大

(背景) フリーターなど年の途中で職を変える者、短期間雇用者等について、個人住民税の課税に必要な所得情報の把握状況を向上させるため。

[改正前]

毎年1月1日において給与の支払いを受けていない者については、給与支払報告書(給与支払者→市町村)の提出義務なし。



[⑰改正後]

年の途中で退職等した者(支払金額30万円以下の者を除く)についても、給与支払報告書の提出を義務づけ。

(2) 市町村から都道府県への徴取引継の拡大

(背景) 市町村が行っている個人住民税の徴収について、特例として都道府県が滞納処分を含めた徴収を引き継ぐ制度について、より効率的・機動的な徴取引継を可能とするため。

[改正前]

- ・徴取引継期間の上限は3ヶ月。
- ・引継は地域ごとに全て引き継ぐ必要有り。



[⑰改正後]

- ・徴取引継期間の上限を1年に拡大。
- ・徴収困難事案などに限定した引継が可能となるよう要件緩和。

公的年金受給者に係る税・社会保険料の徴収方法の比較

所得税

公的年金等の支払の都度、支払金額に応じ公的年金等の支払者が算出した金額を天引き(源泉徴収)

公的年金等の所得は年末調整の対象になっていないため、源泉徴収された税額が総合課税の税額に比べて過不足が生じたときには、確定申告で精算。

介護保険料

公的年金の支払の都度、あらかじめ市町村から通知された金額を天引き(特別徴収)

国民健康保険料

介護保険料と同様の天引き(特別徴収)制度を平成20年度から導入予定

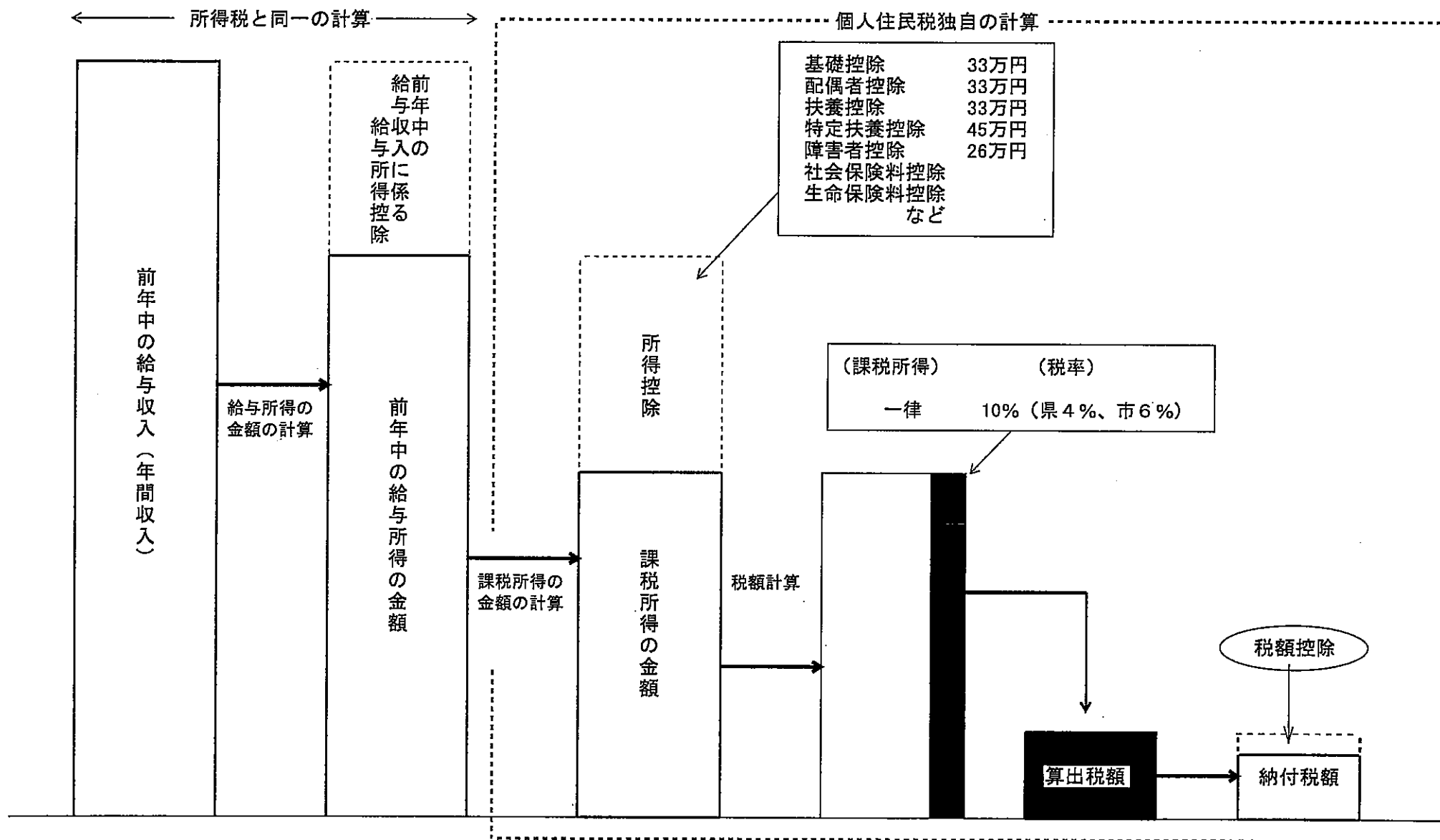
※ 関連法案を現在国会に提出中

個人住民税

天引き(特別徴収)なし

公的年金等支払者から市町村に対し提出される公的年金等支払報告書又は確定申告書に基づき、市町村が税額を計算・決定し、普通徴収により徴収。

給与所得者の個人住民税所得割額計算のフローチャート



(注) 18年度分までは、所得割について3段階の累進税率(5%、10%、13%)を適用

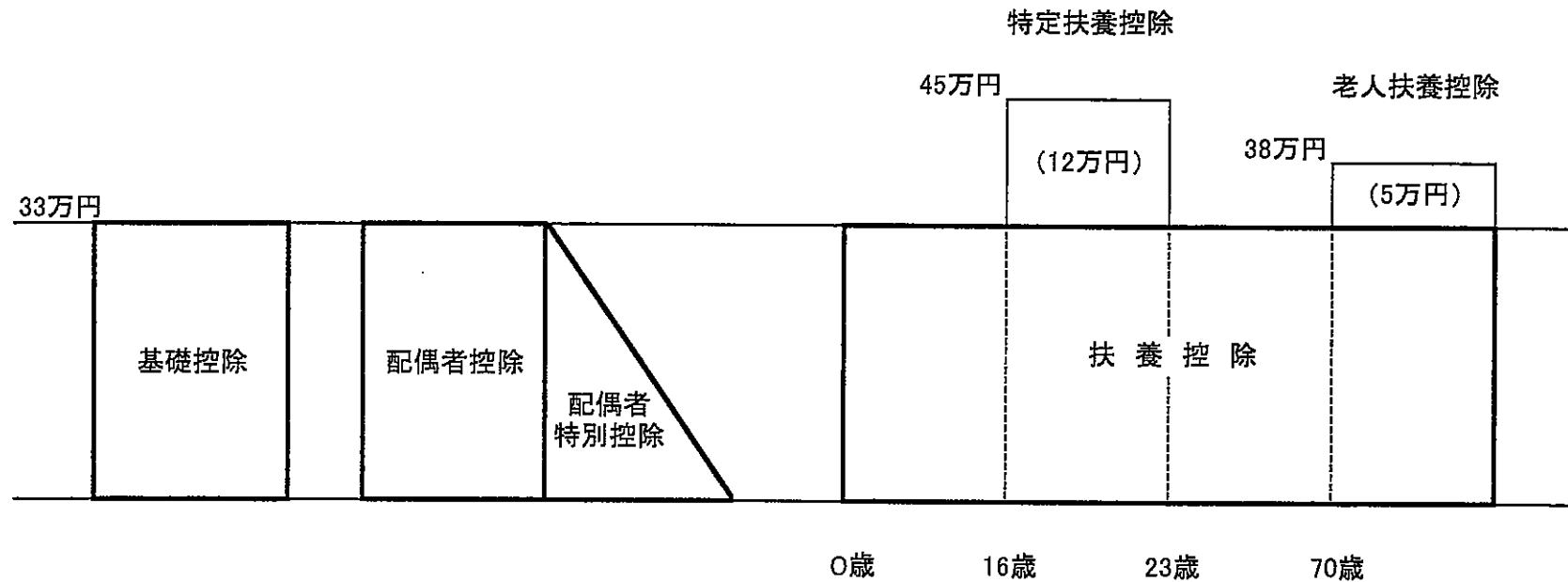
人的控除の概要

区 分			創設年(度)		対 象 者	控除額		本人の所得要件
			所得税	個人住民税		所得税	個人住民税	
基礎的な人的控除	基礎控除		昭和22年 (1947年)	昭和37年度 (1962年度)	・本人	38万円	33万円	
	配偶者控除	控除対象配偶者	(昭和36年) (1961年)	昭和41年度 (1966年度)	・生計を一にする配偶者で、かつ、年間所得が38万円以下である者	38万円	33万円	
		老人控除対象配偶者	昭和52年 (1977年)	昭和56年度 (1981年度)	・年齢が70歳以上の控除対象配偶者	48万円	38万円	
		(同居特別障害者加算)	昭和57年 (1982年)	昭和58年度 (1983年度)	・上記の者が特別障害者で、かつ、同居している場合	+35万円	+23万円	
	扶養控除	扶養親族	昭和25年 (1950年)	昭和37年度 (1962年度)	・生計を一にする親族等で、かつ、年間所得が38万円以下である者	38万円	33万円	
		特定扶養親族	平成元年 (1989年)	平成2年度 (1990年度)	・年齢が16歳以上23歳未満の扶養親族	63万円	45万円	
		老人扶養親族	昭和47年 (1972年)	昭和48年度 (1973年度)	・年齢が70歳以上の扶養親族	48万円	38万円	
		(同居特別障害者加算)	昭和57年 (1982年)	昭和58年度 (1983年度)	・上記の者が特別障害者で、かつ、同居している場合	+35万円	+23万円	
		(同居老親等加算)	昭和54年 (1979年)	昭和55年度 (1980年度)	・老人扶養親族が本人と同居している場合	+10万円	+7万円	
	特別な人的控除	障害者控除		昭和25年 (1950年)	昭和37年度 (1962年度)	・本人又はその控除対象配偶者若しくは扶養親族が障害者である場合	27万円	26万円
(特別障害者控除)		昭和43年 (1968年)	昭和43年度 (1968年度)	・上記の者が特別障害者である場合	40万円	30万円		
寡婦控除		昭和26年 (1951年)	昭和37年度 (1962年度)	・次の要件のいずれかに該当する者 ①夫と死別したもの ②夫と死別又は夫と離婚したもので、かつ、扶養親族を有する者	27万円	26万円	①の場合 年間所得 500万円以下	
(特別寡婦加算)		平成元年 (1989年)	平成2年度 (1990年度)	・寡婦で、扶養親族である子を有するもの	+8万円	+4万円	年間所得 500万円以下	
寡夫控除		昭和56年 (1981年)	昭和57年度 (1982年度)	・妻と死別又は離婚をして扶養親族である子を有する者	27万円	26万円	年間所得 500万円以下	
勤労学生控除		昭和26年 (1951年)	昭和37年度 (1962年度)	・本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等	27万円	26万円	年間所得が65万円以下、かつ給与所得等以外が10万円以下	

(注)昭和36年度以前においても、市町村が採用する課税標準の種類によっては、所得税の所得控除が反映される仕組みとなっていた(例:所得税額を課税標準とする場合)。

基礎的な人的控除について（個人住民税）

（割増・加算）
（基礎的な控除）



（参 考）配偶者控除の沿革

昭和37年度 扶養控除（配偶者は扶養親族として適用）の創設

※昭和36年度以前においても、市町村が採用する課税標準の種類によっては、所得税の所得控除が反映される仕組みとなっていた（例：所得税額を課税標準とする場合）。

昭和41年度 配偶者控除の創設

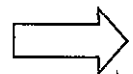
その他の所得控除制度の概要（個人住民税）

控除の種類	概 要	控 除 額 の 計 算 方 式
雑 損 控 除 ※	住宅家財等について災害又は盗難若しくは横領による損失を生じた場合又は災害関連支出の金額がある場合に控除	次のいずれか多い方の金額 ① （災害損失の金額＋災害関連支出の金額）－年間所得金額×10% ② 災害関連支出の金額－5万円
医 療 費 控 除 ※	納税義務者又は納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払った場合に控除	$\left(\begin{array}{l} \text{支払った} \\ \text{医療費の額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{次のいずれか低い方の金額} \\ \text{① 10万円} \\ \text{② 年間所得金額} \times 5\% \end{array} \right) = \text{医療費控除額}$ (最高限度額 200万円)
社会保険料控除 ※	社会保険料を支払った場合に控除	支払った社会保険料の額
小規模企業共済等掛金控除 ※	小規模企業共済掛金、確定拠出年金に係る個人型年金加入者掛金及び心身障害者扶養共済掛金を支払った場合に控除	支払った掛金の額
生命保険料控除	生命保険料及び個人年金保険料を支払った場合に控除	① 支払った生命保険料に応じて一定額を控除（最高限度額 3万5千円） ② 支払った個人年金保険料に応じて一定額を控除（最高限度額 3万5千円）
損害保険料控除 (平成20年度分以後、廃止)	損害保険料を支払った場合に控除	支払った損害保険料に応じて一定額を控除（最高限度額 短期損害保険契約 2千円、長期損害保険契約 1万円 合計 1万円）
地震保険料控除 (平成20年度分以後、適用)	地震保険契約に係る地震等相当部分の保険料を支払った場合に控除	支払った保険料の金額の2分の1の金額を控除（最高限度額 2万5千円） (平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約については、一定の経過措置あり)
寄 附 金 控 除	次の寄附金を支払った場合に控除 ① 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金 ② 住所地の都道府県共同募金会に対する一定の寄附金 ③ 住所地の日本赤十字社の支部に対する一定の寄附金	$\left(\begin{array}{l} \text{次のいずれか低い方の金額} \\ \text{① 寄附金の合計額} \\ \text{② 年間所得金額} \times 2.5\% \end{array} \right) - 10\text{万円} = \text{寄附金控除額}$

※ 「控除の種類」欄に「※」を付しているのは、所得税とまったく同様の計算方式としている控除である。

個人住民税における税額控除

税額控除名	趣 旨
配 当 控 除	個人所得課税と法人課税との二重課税の調整
外 国 税 額 控 除	国際間の二重課税の調整
配 当 割 額 控 除	納税義務者が特定配当等、特定株式等譲渡所得金額について申告した場合には所得割で課税し、所得割額から配当割額及び株式等譲渡所得割額を控除
株式等譲渡所得割額控除	


 二重課税を調整する趣旨のもの

※1 平成18年度までは定率減税による控除が適用される。

※2 平成19年度以後、税源移譲に伴い、所得税と住民税の人的控除額の差に基づく負担増を調整するための控除が適用される。

(参考) 税額控除における政策的控除の例

対象	税額控除名	所得税	個人住民税
個人	住宅借入金等特別控除	有	無
	政党等寄付金特別控除	有	無
青色申告者	試験研究費が増加した場合等の特別控除	有	無
	エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別控除	有	無
	情報通信機器等を取得した場合等の特別控除	有	無

※ 住宅借入金等特別控除については税源移譲に伴う経過措置あり

税制における子育て支援のあり方（個人住民税）

		考え方	現行制度	留意点
税制	所得控除	扶養者の担税力の減殺に配慮	子供1人につき、33万円を控除 〔16歳以上23歳未満の子供は、45万円を控除〕	・所得水準にかかわらず基本的に負担軽減効果は同等（比例税率化後） ・ただし、所得が所得控除額を下回る場合（税額が税額控除額を下回る場合）は、負担軽減効果は限定的 また、非納税者には負担軽減効果が及ばない
	税額控除	子育て世帯への財政支援	—	
〔参考〕 予算	手当	子育て世帯への財政支援	児童手当 ・第1子・第2子 60,000円／年 ・第3子以上 120,000円／年 〔小学校修了まで支給 所得制限あり〕	・基本的には税額控除の負担軽減効果と同じ。ただし、上記のただし書にあるような税額の多寡による影響は受けない ・政府が広く給付を行うこととなるため、政府の規模が拡大する

（注）税源移譲に伴う所得税と住民税の人的控除額の差に基づく負担増を調整するための控除については考慮していない。

退職所得の課税方式（個人住民税）

他の所得と区分して次により分離課税（現年課税）

$$(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2} = \text{退職所得の金額}$$

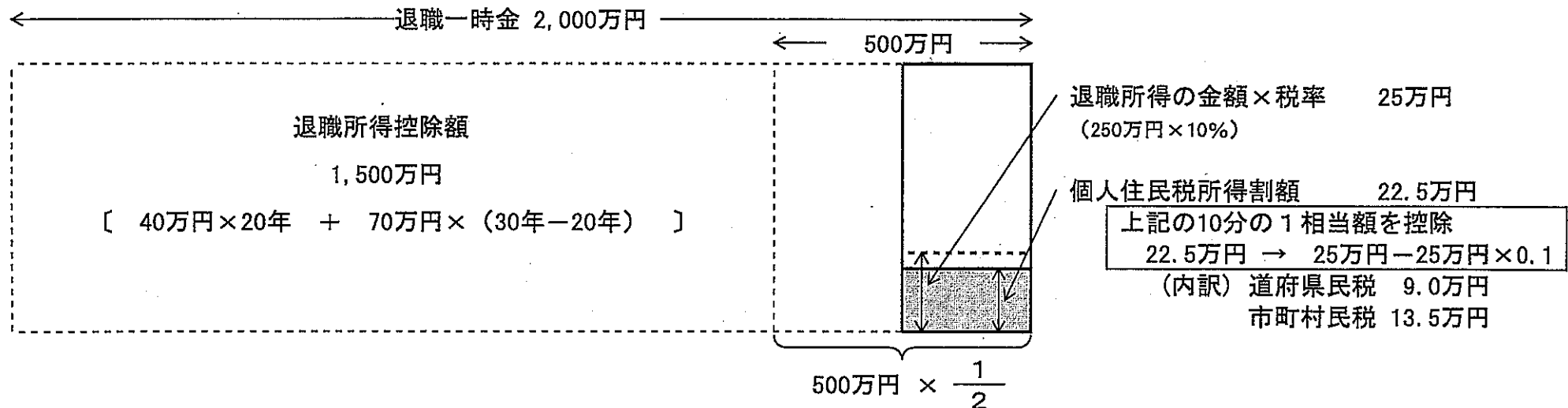
勤続年数20年まで 1年につき40万円 勤続年数20年超 1年につき70万円

退職所得の金額 × 税率 = 個人住民税所得割額

（ただし、当分の間は、上記の金額からその10分の1相当額を控除）

課税所得金額	税率	道府県民税		市町村民税	
		一律	一律	一律	一律
一律	10%	4%	4%	6%	6%

（例）勤続年数30年の場合



※ 昭和41年までは前年度課税としていた。

年金受給者世帯と給与所得者世帯との個人住民税の課税最低限の状況

【 現 行 】

○ 年 金 受 給 者 世 帯

- ・ 65歳以上の者で配偶者が老人控除配偶者に該当する場合

<199.9万円>

公的年金等控除		基 礎 控 除	配偶者 控 除
120万円		33万円	38万円

社会保険料控除
8.9万円

- ・ 65歳以上の者で独身の場合

<157.1万円>

公的年金等控除		基 礎 控 除
120万円		33万円

社会保険料控除
4.1万円

○ 給 与 所 得 者 世 帯

- ・ 夫婦のみの給与所得者の場合

<145.5万円>

給与所得控除		基 礎 控 除	配偶者 控 除
65万円		33万円	33万円

社会保険料控除
14.5万円

【 平成16年度改正前 】

<275.4万円>

公的年金等控除		基 礎 控 除	配偶者 控 除	老年者 控 除
143.8万円		33万円	38万円	48万円

社会保険料控除
12.6万円

<228.8万円>

公的年金等控除		基 礎 控 除	老年者 控 除
140万円		33万円	48万円

社会保険料控除
7.8万円

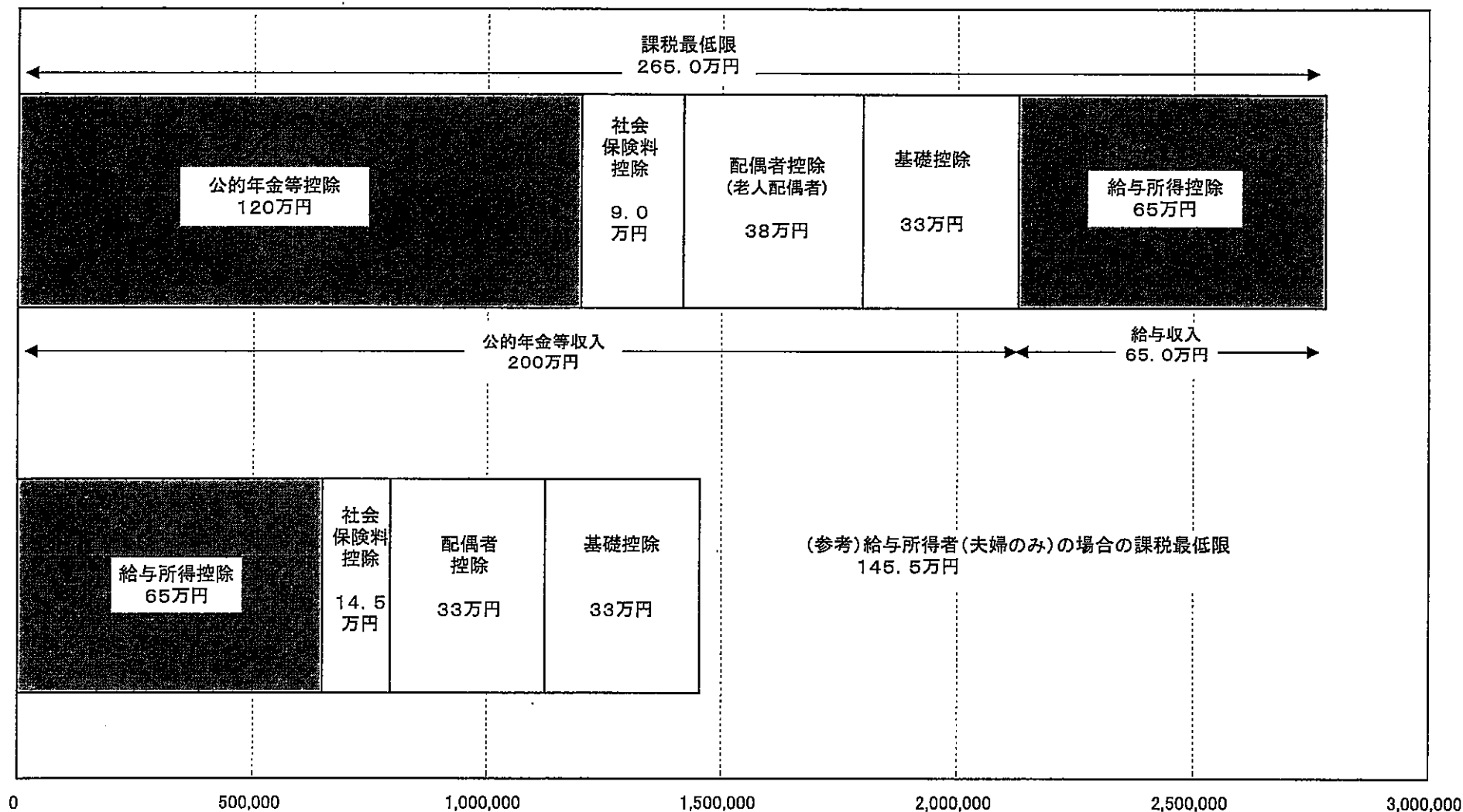
<145.5万円>

給与所得控除		基 礎 控 除	配偶者 控 除
65万円		33万円	33万円

社会保険料控除
14.5万円

(注) 平成16年度税制改正において、公的年金等控除の65歳以上の上乗せ措置及び老年者控除は廃止されている(平成18年度分以後の個人住民税について適用)。

公的年金等受給者(65歳以上)が給与収入を得ている場合の課税最低限(イメージ) (個人住民税)



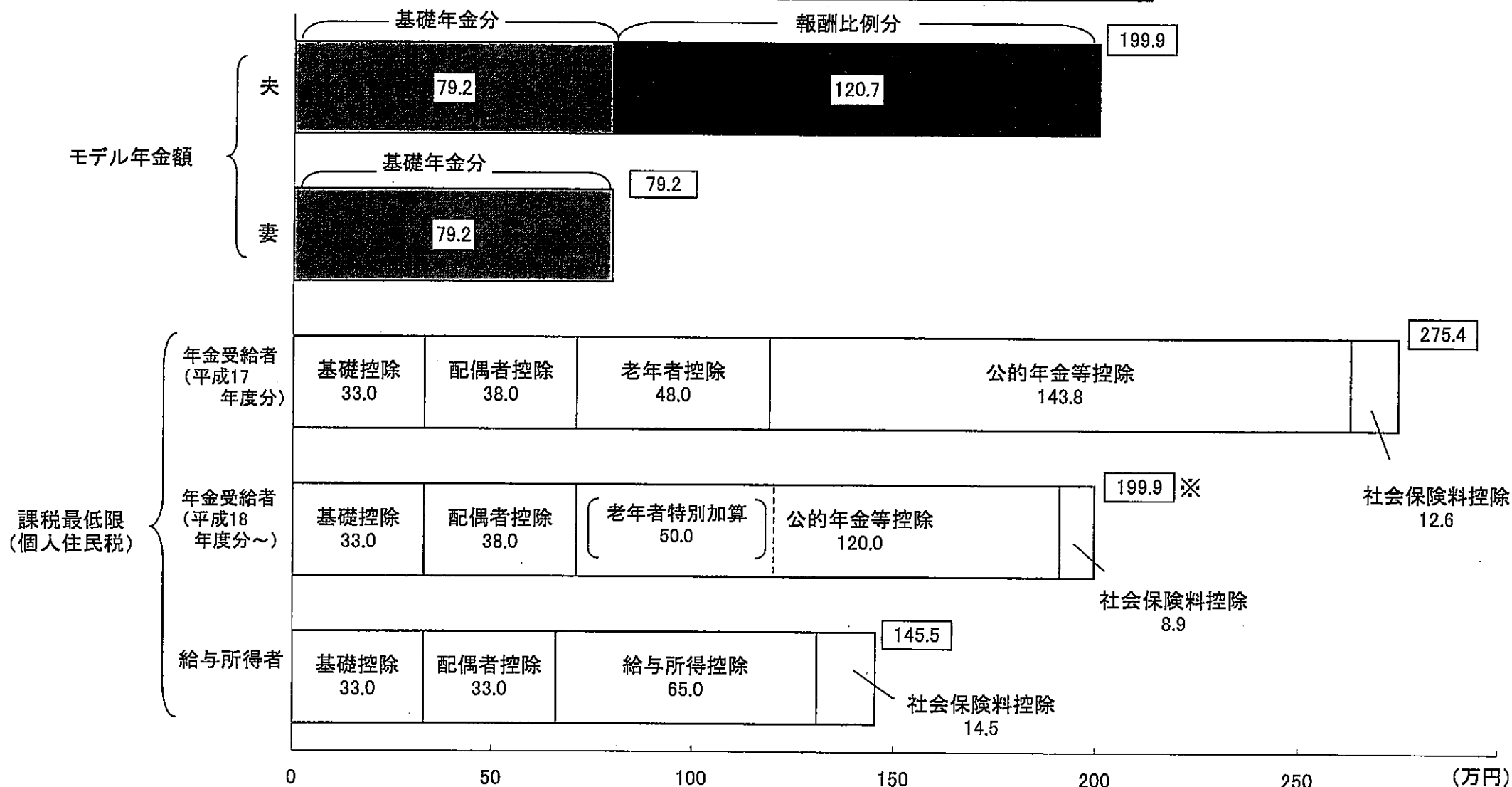
(注) 公的年金等収入の200万円は仮置きである。

(参考) サラリーマンの標準的な年金額(夫婦のみ、40年加入、妻専業主婦)は次のとおり(18年度物価スライド実施後)

・本人 月額16.7万円(報酬比例分10.0万円+基礎年金分6.6万円)×12月=199.9万円
・配偶者 月額6.6万円(基礎年金分)×12月=79.2万円

} 計 279.1万円

モデル年金額と個人住民税の課税最低限



- (注) 1. モデル年金額は、平均的な賃金で40年加入の場合のサラリーマン夫婦(妻は専業主婦)の受け取る年金額(18年度物価スライド実施後)である。
 2. 年金受給者の課税最低限については、夫65歳以上・妻：70歳以上の者として計算している。
 3. 年金受給者の非課税限度額は夫・妻とも222.0万円であり、給与所得者世帯の非課税限度額は170.0万円である。

※ 専業主婦の年金収入(モデル基礎年金79.2万円)を含めると、課税されない世帯収入は279万円となる。これと同額の給与所得者の個人住民税負担(税源移譲後)は7.8万円

利子割、配当割及び株式等譲渡所得割の概要

	利子割	配当割	株式等譲渡所得割
① 課税主体	金融機関の所在する都道府県	納税義務者の住所のある都道府県	納税義務者の住所のある都道府県
② 納税義務者	利子等の支払を受ける者	上場株式等の配当等の支払を受ける個人	所得税において源泉徴収を選択した特定口座における上場株式等の譲渡の対価等の支払を受ける個人
③ 課税標準	支払を受けるべき利子等の額	上場株式等の配当等の額	源泉徴収口座における上場株式等の譲渡益
④ 税率	5 %（所得税 1 5 %）	5 %（所得税 1 5 %） （平成16年 1 月 1 日～平成20年 3 月31日の間は 3 %（所得税 7 %））	5 %（所得税 1 5 %） （平成16年 1 月 1 日～平成19年12月31日の間は 3 %（所得税 7 %））
⑤ 特別徴収義務者	利子割の支払又はその取扱いをする金融機関等	特定配当等の支払又はその取扱いをする上場株式会社等	譲渡の対価又は差金決済に係る差益に相当する金額の支払をする証券業者等
⑥ 市町村への交付金	税の収入額から徴税费相当額（1 %）を控除した後の金額の 5 分の 3 ※18年度は徴税费相当額(5%)を控除した後の金額の 5 分の 3	税の収入額から徴税费相当額（1 %）を控除した後の金額の 5 分の 3 ※18年度は徴税费相当額(5%)を控除した後の金額の 3 分の 2	
	都道府県内の各市町村への配分は、当該市町村に係る個人道府県民税収入決算額の都道府県計に対する割合（前年度以前 3 年度分の平均値）に応じて按分		
⑦ 税込 （16年度決算額）	2, 736億円	437億円	458億円

個人住民税均等割の標準税率の改正と税収額の推移（税率＝年額）

（単位：円）

区 分（年度）			昭和25	昭和26	昭和29	昭和51	昭和55	昭和60	平成8	平成16	平成18
市町村民税	標準税率	人口50万以上の市	800	700	600	1,700	2,000	2,500	3,000	3,000	3,000
		人口5万以上50万未満の市	600	500	400	1,200	1,500	2,000	2,500		
		その他の市及び町村	400	300	200	700	1,000	1,500	2,000		
道府県民税（標準税率）			—	—	100	300	500	700	1,000	1,000	1,000

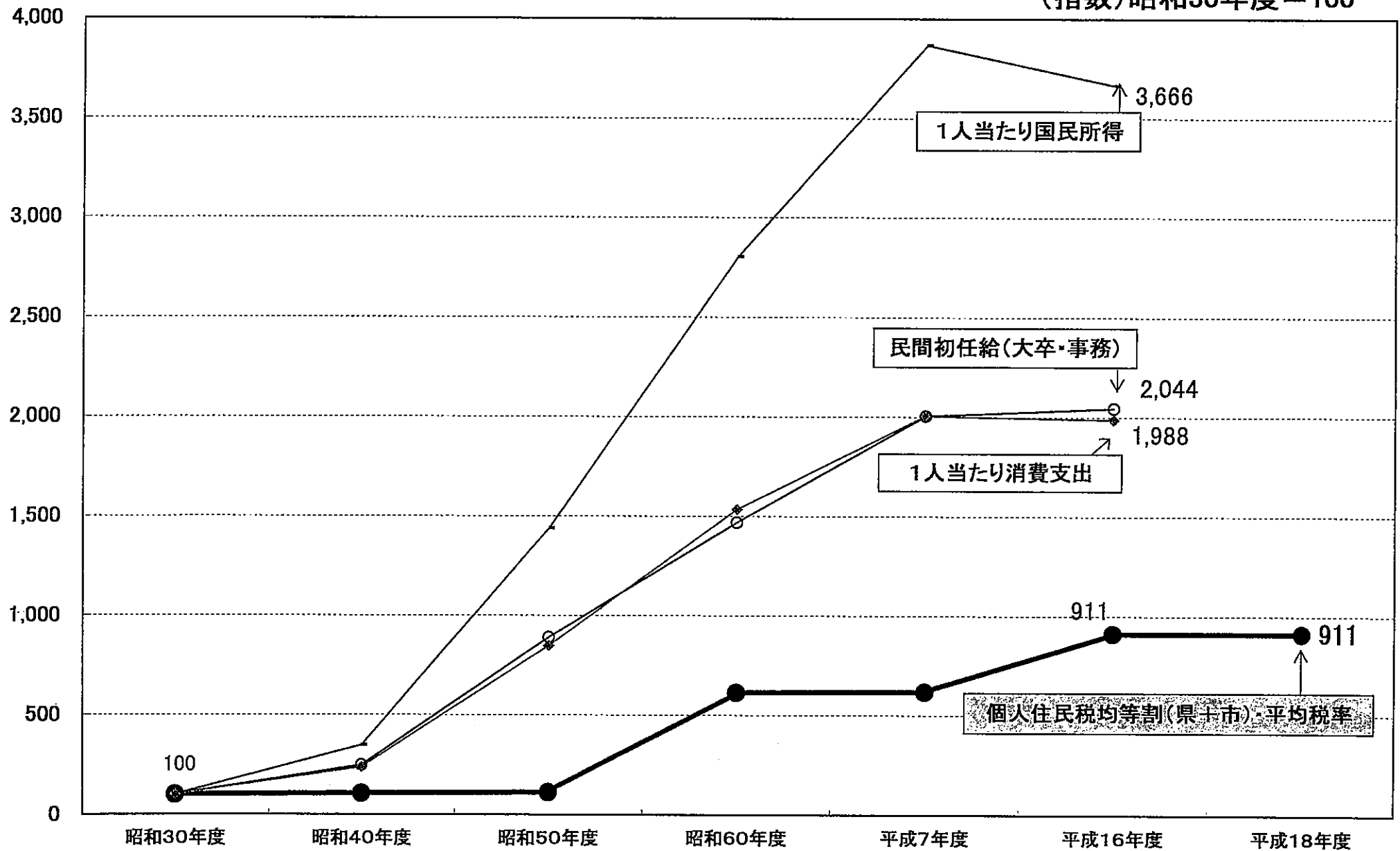
（単位：億円、％）

均等割税収額	85	83	89	481	703	1,015	1,599	1,843	2,207
--------	----	----	----	-----	-----	-------	-------	-------	-------

（注）「均等割税収額」は、平成16年度以前は決算額、平成18年度は地方財政計画による。

均等割の平均税率等の推移

(指数)昭和30年度=100



現年所得課税に係る提言

「長期税制のあり方についての答申」(抄) 税制調査会 (昭和43年7月)

現在、住民税は、前年の所得を基礎として課税するいわゆる前年所得課税のたてまえをとっている。所得発生時点と税の徴収の時点との間の時間的間隔をできるだけ少なくすることにより、所得の発生に応じた税負担を求めることとするためには現年所得課税とすることが望ましいと考えられるので、この方法を採用する場合における源泉徴収義務者の徴収事務、給与所得者以外の者に係る申告手続等の諸問題について、引き続き検討することが適当である。

「個人所得課税に関する論点整理」(抄) 税制調査会 (平成17年6月)

5. 個人住民税

(3) 税務執行面での改善

税負担の公平や税收確保の観点から、徴収率の向上を目指した執行面・制度面からの検討を行う必要がある。特に、公的年金等からの特別徴収については、所得税や介護保険料において同様の制度が既に導入されていることを踏まえ、早急に実施すべきである。

また、個人住民税は、納税の事務負担に配慮して、前年の所得を基礎として課税するいわゆる前年所得課税の仕組みを採っているが、本来、所得課税においては、所得発生時点と税負担時点をできるだけ近付けることが望ましい。近年の、IT化の進展、雇用形態の多様化等、社会経済情勢の変化を踏まえ、納税者等の事務負担に留意しつつ、現年課税の可能性について検討すべきである。

現年所得課税方式について

1 課税・徴収方式

(1) 給与支払者（特別徴収義務者）の事務負担

給与所得について、新たに、毎月の源泉徴収・年末調整の必要が生じる。

(2) 納税者の事務負担

相当数の納税者は、所得税に加え、新たに、住民税についても、確定申告を行う必要が生じる。

(3) 報酬等支払者の事務負担

報酬等給与以外の所得について、新たに、源泉徴収を行う必要が生じる。

〈留意点〉

○IT化の進展を踏まえ、どのような工夫が可能となるか。

○地方団体の自主性の尊重と、支払者側の標準化の要請を、どう調和させるか。

○住民税の所得捕捉精度の維持・向上

現行の住民税では、可能な限り名寄せ等を行いつつ、所得捕捉に努めているが、その精度を確保しつつ、移行するためには、どのような仕組みが必要か。

※ 住民税の所得金額は、国民健康保険・介護保険の保険料算定など他の制度で広く活用されており、社会のインフラ情報としての意味合いを有するため、その捕捉精度の維持・向上は重要。

2 課税権の帰属

住所異動に伴う課税団体の調整等。

3 移行時の税負担

前年所得課税から現年所得課税への移行前後の2年分の所得に係る課税の扱い。